

(様式 2)

## 京丹後市営住宅等整備基準条例（案）の概要

### 1 趣旨について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正等に伴い、今後新たに市が設置する公営住宅とその共同施設の整備の基準を定めるため、条例を制定するものである。

### 2 制定の内容

- (1) この条例は、公営住宅法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、市営住宅等の整備の基準を定めることとした。（第 1 条関係）
- (2) 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備することとした。（第 2 条関係）
- (3) 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備することとした。（第 3 条関係）
- (4) 市営住宅等は、できるだけ温室効果ガスの排出抑制並びに吸収作用の保全に配慮し整備することとした。（第 4 条関係）
- (5) 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化等に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮することとした。（第 5 条関係）
- (6) 市営住宅等の敷地の基準を定めることとした。（第 6 条、第 7 条関係）
- (7) 市営住宅の住棟等、住宅、住戸等の基準を定めることとした。（第 8 条～第 13 条関係）
- (8) 共同施設の基準を定めることとした。（第 14 条～第 20 条関係）

### 3 施行期日について

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。